

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例

川崎市学校給食センター条例（平成29年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市中部学校給食センターの項中「川崎市中原区上平間1,700番地8」を「川崎市中原区上平間1,700番地373」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

中部学校給食センターの位置の表示を変更するため、この条例を制定するものである。

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市学校給食センター条例 平成29年 3 月22日 条例第22号</p> <p>(第 1 条 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市南部学校給食センター</td> <td>川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中部学校給食センター</td> <td>川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>373</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市北部学校給食センター</td> <td>川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	名称	位置	川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2	川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>373</u>	川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号	<p>○川崎市学校給食センター条例 平成29年 3 月22日 条例第22号</p> <p>(第 1 条 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市南部学校給食センター</td> <td>川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中部学校給食センター</td> <td>川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>8</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市北部学校給食センター</td> <td>川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	名称	位置	川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2	川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>8</u>	川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号
名称	位置																
川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2																
川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>373</u>																
川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号																
名称	位置																
川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町 3 丁目149番地 2																
川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1, 700番地 <u>8</u>																
川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木 2 丁目 8 番 5 号																

川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

中部学校給食センターの土地の地番が分筆により変更されたため、位置の表示を変更するもの

2 改正内容

(改正前) 中原区上平間 1,700 番地 8 → (改正後) 中原区上平間 1,700 番地 373

3 学校給食センターについて

本市の中学校において完全給食を提供することにより、さらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり安全・安心で温かい食事を摂ることができることなどから、市内に南部学校給食センター、中部学校給食センター及び北部学校給食センターをPFI方式により設置し、民間事業者のノウハウを活かした効率的な学校給食の提供を行っている。

4 これまでの経過

平成29年3月 川崎市学校給食センター条例の制定

平成29年9月 南部学校給食センターによる中学校完全給食の実施

平成29年12月 中部・北部学校給食センターによる中学校完全給食の実施
により、市立中学校全52校において完全給食の提供開始